

し歟、母否な内閣に入ると未だ能れぬをも、女政治家の試験を名として、郡長に任じたるもの數名あり、愛女にも今より政治學を研究しなば、長ずるに及んて内閣に入るの權利をも得らるべし、天下に最も名譽を擧るゝ、政治家のたるに如くへなし、愛女も恁がて内閣に入り、一國の政權其偷快へ凡そ如何かんや、母へ入贅の爲めに壓制せらるゝともなく、男兒の爲めに入贅すへしきたれば、明日より入贅すべしと勧められ、靜江へ心に應せねども、母の懲懲に悖るも本意なしと思ひ、入贅の事に決せしかば、母へ大いに喜びて、入贅の中の準備をも整ひ置けど、名和氏より示めされたる政治原論、現行政治論、政治考察法、地方分權論、國會要論、議員必携、政

るにもせよ、婦女子の身にて、官途に就くともなるまじきに、母否などよ愛女へ我東洋にも漸く女權の興りしとを知らざる歟、男兒たり女子たりとて、天の賦與する權利に二ツはなし、此母れ甘じて、女權黨の一なり、如何かにてもして古來の習慣を破り、歐米の婦人の如く、政治に參與するの權利を握らんと頗る心思を苦めたるに、今幸いにして、母現内閣へ實に我心を得たるものと云ふべし、今にして女黨の權利を屈縮せしむる、文明の進路を妨碍するものなりとして、女政治家にも官海に入れるの權利を得られたり、静江然らば女政治家の治家も内閣に入るの權利を得られ

党新論など云ひる教科書をも購入れ、専ら其準備をなした  
れども、静江の氣も進まねば見るも懶しひしと思ひしが、教科書  
を受取りしよりにして、一見もせずに居たりけり  
研究所へと赴きけり、此政治研究所へ、官吏登用試験にも應  
ずるの豫備校を兼ね専ら實地的の研究をなさしむるをも  
て、政府党在野の別を問はず、研究生の躰格を有するもの  
へ、皆な入費を許すの制なり、此校は元來歐洲に行はるゝ政  
治講習所に倣ふて設立せしものなれども、唯た我國躰に悖  
り共和論を唱ふるを許さず、其他は政治上に關し、何等の意  
見を述るも自由なり、第二十世紀の外交官を始めとして、各  
省の書記官、地方官、大概此研究成にて養生せらしものな  
り。

りと、静江女が入費したる時、恰かも夏期の大試験に際し、  
生徒等は晝夜を分たず、一心に試験科目の政治書を閲みし、  
最高點の榮譽を博さんと、互に研究に怠りぬかりける、  
此研究所の大試験に最高點を得たる者、奏任一等官に採  
用せらるゝの制規なるをもて、苟も政治家たらんとする者  
へ、争ふて此試験に應ぜざるへなし、金岡夫人は校長に向ひ、  
夫人「現今生徒の數は幾何名に及びしや、校長男女兩生を  
合して一千二百名に達したり、此生徒等は皆な大學を卒  
業したる者ともなれば、是れより實地の施政法を研究し、  
皆な有爲の俊才なり、夫人「女生徒は漸次に増加するの傾  
きを呈せしや、校長然り女生徒の數は十分の三を占めた  
り、今日の勢にて、女生の奮發なかくに活潑となり、實

に我日本國の爲めに慶賀すべきの一大美事たり、夫人も知らるゝ如く、東洋の古來男尊女卑の敝風を存し、殊に日本支那へ甚しく歴史上覺ひず嘆息するもの尠からず、近く第十九世紀の末頃まで、猶婦女子を見ること奴隸の如く、貴族の位地を占る者すら、猶數名の妾を養ふて、情慾のを縱まにするの玩弄物となし、覗然として其醜行に慚ぢざるの有様なりしと、當時の小説家が著述の遺書にて往々散見せり、今や漸く敝風の存するものを一掃し、女政治家を出すに至りしれ、實に國家の爲めに賀すべき事なり、夫人「妾も亦同論にて侍るなり、今よりして地方官の如きへ、専ら女政治家をして任せしめなば、人心に背馳して壓制かましき所爲もなく、必ず治績も舉らんと信じ侍る

業の、要するに固有の敝習を破り、同權の眞理を明かにせざれば、此宿志も達し難たし、此へ偏へに教師の責任に屬し侍れば、願く最も女生の陶冶あらまほし、校長余り固より偏頗の教育を施さず、男生女生毫も異なる所あらざれども、男女權利の比較へ猶未だ平等の位地に進まず、故に余り最も女生を誘ふ事に勉むべし、請ふ、余が授業の實況を一覽あらまほし况を、夫人と静江女を誘ふて教場に入りし時、恰かも、教師が授業の際なりしかば、校長の見習の爲めにとて、静江女をして生徒の席に就かしめたり、抑も政治學研究所と云ひるゝ元と政治學會の設立に係れども、國家に大關係ある必要の學校なるをもて、明治六十一

年の國會決議に依り、年々補助金として國庫より百貳十萬圓を下賜することとなり、東京に本校を置き、西京と北京とに分校を置きて、大いに有爲の青年を養成し、全くべからざるの有益學校となれり。初めは有志者の捐金を以て神田橋外なる錦町より、一橋外なる舊中學校の跡を併せて敷地となし、閑大壯麗なる建築を起こし、校内へ數箇に分ちて、講義堂あり、演舌堂あり、生徒の寄宿舎より教師の詰所等に至るまで、一としで完備せざるへなし、或へ國會議事堂に擬したる廣大なる集議所あり、或へ警察講習所あり、或へ外交政略演習所あり、此等の建築へ五層より七層に至り、周圍にハ樹木を栽ゑ噴水を設けて、庭前の風景も亦頗る美を盡くしたり、此樹木の扶疎たる間にハ、數箇の小堂を設けて、生徒の讀書室に供し、其建築費ハ實に五百萬圓を費やしたりと云ふ、今金岡夫人を誘ふたる授業室へ、方四十尺許にして第一年生を教授し、生徒の數ハ八十名に近かし、一箇の少年ハ起立して何やら演説の最中にて、校長等の入り来るを見て、一層の聲を高らめて

書室に供し、其建築費ハ實に五百萬圓を費やしたりと云ふ、古來我邦ハ農を以て立ち獨り稼穡耕耘の業ハ東洋に冠たるべきも、工業にて問題ざるものゝ如く、今日に至るも未だ其額を減少せざるにあらずや、我工業者ハ貿易上何れの時か能く我商權の振興を致すを得ん、試みに明治五六十年交の輸出物統計表を取て昨年の統計表

に照らして着よ、實に製作物の輸出を減じたると、一割弱に當るにあらずや纔かに織物場の盛大を致すが如きありと雖も、印度産の綿糸は尙且歐洲に向けて輸出するもの、我邦に輸入するものに一倍せり、前途我が紡織業をして、益す／盛大ならしめんとせば、印度産の綿糸は、畢竟我製造物の材料に供せしめさるべからず、農工商の三工業へ鼎足の形をなし而して後ち國の富強を致すべし、我と再び説かんとする時、教師へ暫くと押し止め、陳腐の説聽くに懶し、且つ語氣甚た弱く、病魚の行潦に喰嚼するに異ならず、郡區長たるもの、斯かる陳腐軟弱の説を吐ひて、能く人を奮興せしむべきや、誰かある寧ろ此陳腐説を攻撃せよと

呼へるや否な一箇の少年の聲に應じて起立し、語氣も亦甚た覗く。噫事業の盛衰は、單に人民の勤惰に關すと爲すか、事業の舉らざるゝ畢竟政府の勸誘至らざるが故なり、余ハ獨りと云ふ時教師の偏頗論を取らずを攻擊せよと鞭撻され、少年ハ更に聲を高らめて我政府ハ農商事務の衙門を置き、工務をも兼るを以て、年々に八百三十萬圓の經費を投じ、許多の官吏を置いて何事らしめんが爲めなり、

教師きじ又も少年を勵はげまし、攻撃こうげきの猶足なはだらんろんか、、、、、  
 余よ寧むしろ此無用このむよう無益むえきの主務官しゅむかんを廢はいし、以て事業者じぎょうしゃの資本しほん  
 に少額すくなめなりとすべからず、然るに縣令けんりょう郡長輩ぐんちやうばい我失職わがしちしょくの罪つみ亦また  
 を不問ふもんに置おき、獨り責ひどめを人民じんみんに負擔ふたんせしめんとす、政府せいふ  
 の責任せきぜん任果にんはだして焉いづくにか在ある、余よ土偶人どゆうじんを以て組織しきしする  
 と一般いつぱんなる因循いんじゆん政府せいふに依頼いらいするを欲せず、否いな我政府わがせいふハ  
 土偶どゆう人にたも如しかざる歎かたひかなんとなれバ政府せいふの責任せきぜんを盡つくさ  
 ず、徒いとらに人民じんみんの膏血かうけつを收きこるに過すぎきざればなり  
 と云いふ時とき又また一箇ひとの女生じょせいハ俄然がくぜん起立きりつして教師きじの許可ゆるしを乞こひ、  
 音聲おとせいも爽さはやかかに  
 余よハ不肖ふしょなれども郡長ぐんちやうの職しょくに居り、民業勸誘みんぎょうくんゆの責任せきぜんを負は

ふ者ふしゃなり、今某代議士いまそれ代ぎしが濫ひきりに激語げきごを弄なして政府せいふを攻撃こうげき  
 するを聞き、敢て黙々だらだらに附つし去こること能ははず  
 と、說いき出だせしかば、靜江女しづかわ何なにの爭あらそひなるやも知しらす、爭あらそ鬭とう  
 の中なかに飛と込んで、傍杖そばづえでも打うれはせんかと、思おもふ感じじんけいを起おき  
 らなる一ひと個この女生じょせいハ、靜江の顏色いろにて、四よもに顧かのりみて居ゐたりける、傍そば  
 せしかば、驚おどろきたる顏色いろにて、四よもに顧かのりみて居ゐたりける、靜  
 向むか江こうの演說いんぜつを聽きかんとも何事なになるを解かいさねば、傍そばなる女生じょせいに  
 ひより、斯かる争あらそ鬭とうを起おきさせしにや、去こるにても今演說いんぜつし、演說いんぜつを  
 る婦人ふじんハ、郡長ぐんちやうなりと云いひるを聞きけば、官吏かんりも此席こせきに列はり居ゐ侍は、侍は

るにや、女生へ問はれて笑ひを忍び、女生貴女にハ此席を何と想ひ給ひしや、此ハ教場なるに静江妾も教場とハ想ひ侍れど、如何なれバ斯く爭論の劇しきにや、女生此學校ハ政治學を講ずる所にて、最前演説されたるハ、郡長が地方の工場開業式に臨んで行ふべき演説にて、之れを駁撃したるもの代議士の資格にてなせし演説なり、と云はれて静江の呆ればて、女生を顧る時演説者ハ、尙も語を繼ぎて説き出し凡そ民業の勧誘に關し、政府ハ一として其責任を盡さるへなし、否な民業をして今日の進歩あらしめたるハ、實に政府勸誘の好結果なり、現に北海道織物會社が、印度の白綿羊毛を買入るゝに際し、英國工業者と大葛藤を生ぜし時、政府ハ爲めに官吏を派遣して、英領印度會社に説ひ

し、  
て、その葛藤を解かしめたるのみならず、我織物會社をして満足を得せしめたるが如きハ、果して政府保護の力にあらずとなすか、政府ハ率々汲々として勧誘を怠らざるゝは、工業者ハ猶未だ奮興せず、纔かに中央亞細亞に輸出するを以て満足を表し、尙進んで歐洲に及ばず、敢て諸君の注意を促かし、併せて工業者の氣力を喚起する能はず、敢て諸君の是れ余が郡長の職任に對して黙する能はず、敢て諸君の未た説き了らざるに一箇の少年起立して、滿場を一睨み、未だ我々代議士ハ到底某郡長が喋々したる、遁辭的の瀬縫説へ、確かに其責任の一分を盡したりと云ふに過ぎず、矧んに服従する能はず、政府が官吏を印度に派遣したるの類

や北海道織物會社へ之れが爲めに四十萬圓許の費用を  
支出したるに於てをや又矧んや政府へ我々の爲めに刺  
衝せられて漸くに眠睡を覺まし狼狽此事に當りたるの  
有様あるに於てゐや故に  
と、一步を進めて極端に説き至らんとする時、金岡夫八へ教  
場を出で、再び應接所に廻り、静江女も校長に誘はれて應

計らひ給はれよ  
と答ふるを傍らに聞き居たる静江女、顔色も變ずるまで  
に困苦の想ひあり、母に見が政治學の一端も學ばざるを  
知りながら、何とて大試験に應ぜよと確答せられしや、若し  
も試験科目に向ひなば、如何に答辨なすべきや、政治の事に  
關して、西も東も辨せざる幼稚に等しき者をして、直ちに第  
一大試験に應ぜよと、徒らに苦惱を與ふるのみ、いかで及  
ての目的あるべき餘りと、情けなしと、獨り恨みを埋めてあ  
りける時、夫人の静江女を敵頭に引渡し、勿々に暇はを告げ  
て歸られたり

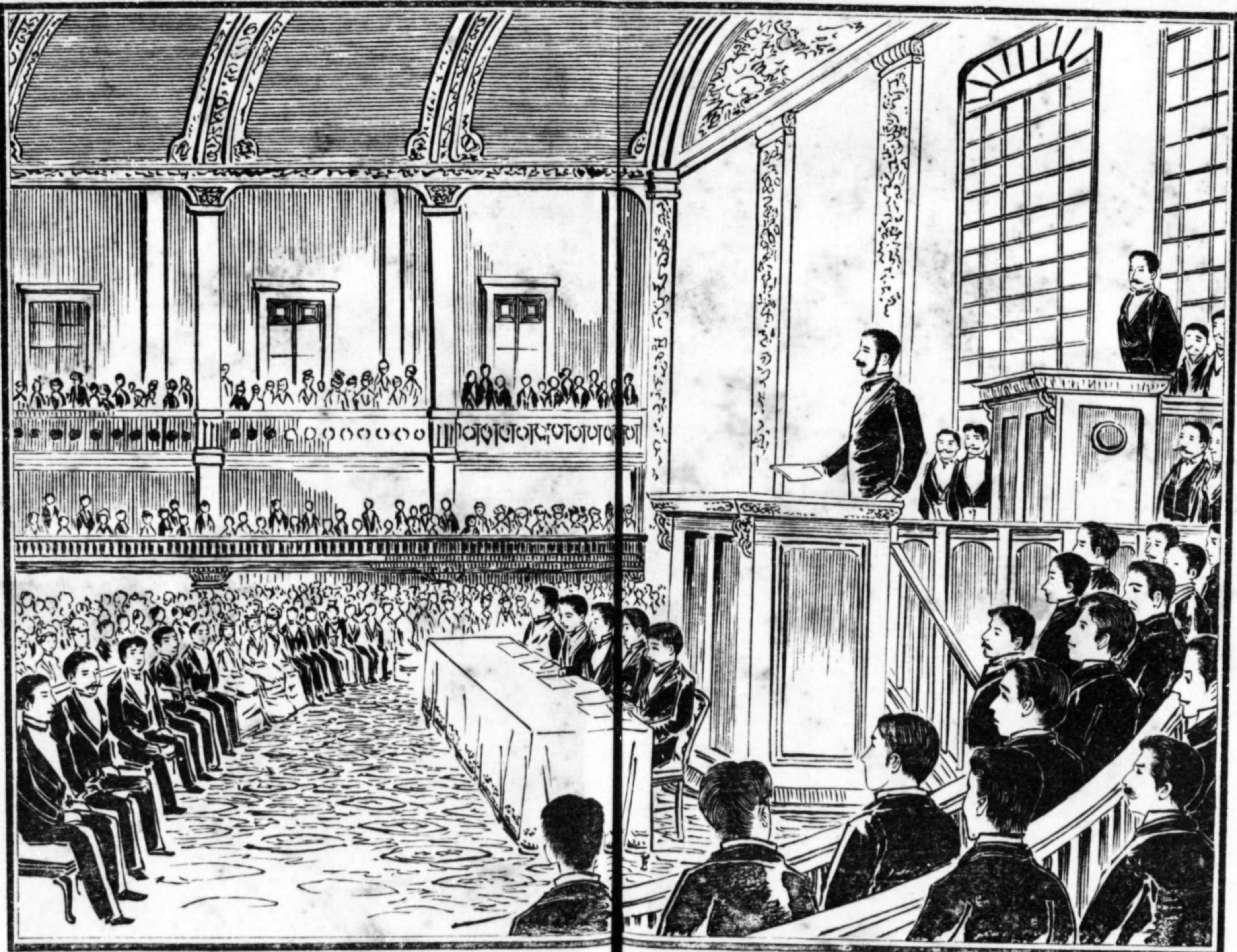
○第十三回

教頭名和氏は静江女に女生寄留舎の第三十八番室を與へ。二名の女生と同宿せしめたり明日の内試験科目へ外交事務官の外國に在勤し不慮の事變に遭ふて外交官の職任を盡くすに於て所置法如何を問ふにあり、静江女が同室の女做し共に妙齡の小女なれども才氣活潑にして内外の政略に暗らからず此夜ハ十二時を過るまで外交上の筆記や、萬國公法などを読みし頻りに心思を苦しみ居たる傍らに、静江女が爲す事もなく、幾回か欠伸して頓着のなき有様り、他の女生徒等の目より看れば、ヨモや何の念慮もなきものと想はれず、定めて政治上の學識に富み、外交の事務にも明かなるものと信じたり去れば女生等ハ静江に向ひ、二三

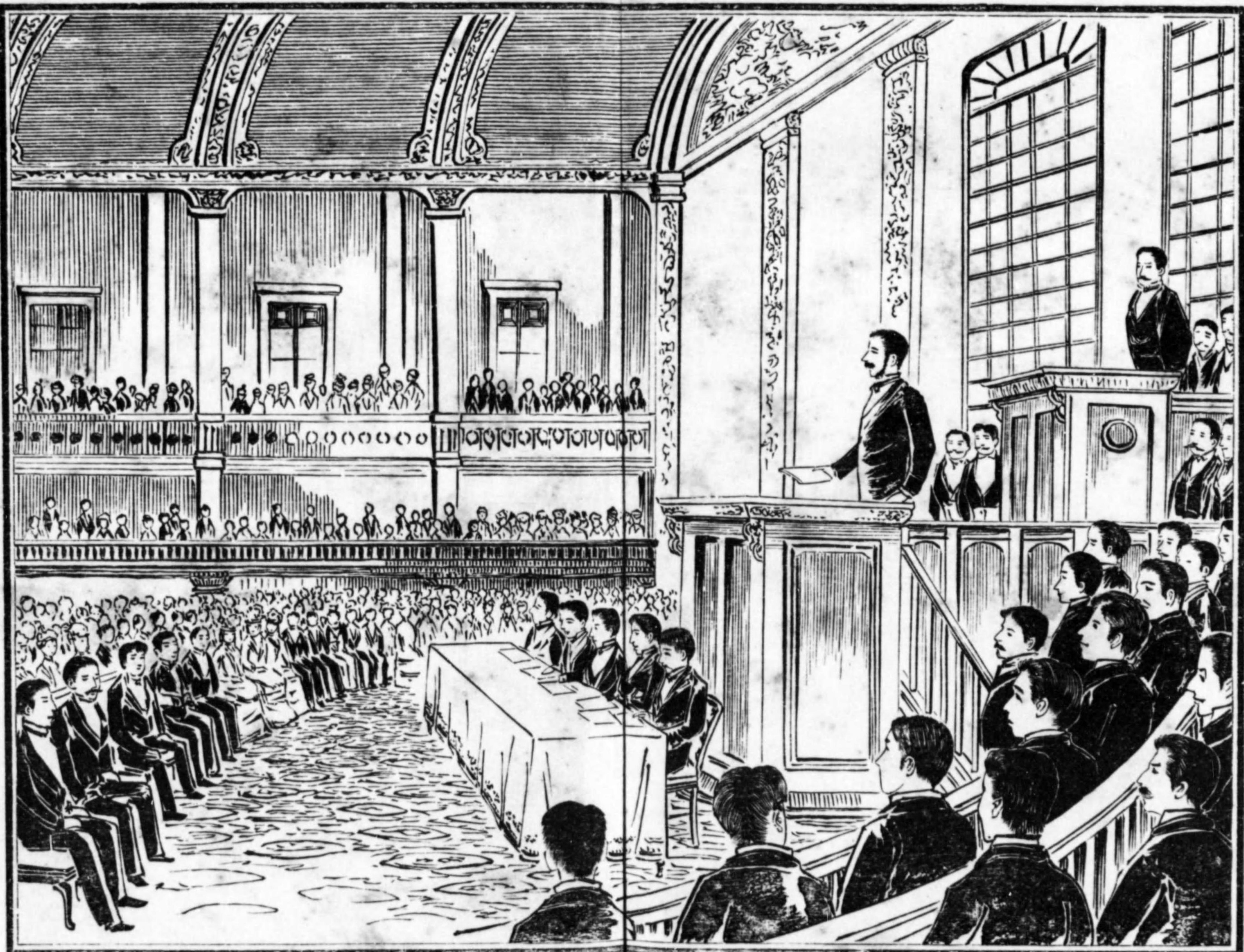
笑顔を試みたるに、何ぞ想ひん一も苔辨する能はずして、倒まに女生に向て説明を乞ふの有様なれば、女生等ハ意外の事なりと心に驚き、芳卿にハ明日の試験に對し如何に苔辨し給ふやと問ひバ、妾ハ固より外交の事を知らず、請ふ貴婦等ハ宜しく妾を導き給はれよ、試験科目にハ唯だ不慮の事變とのみありて、如何なる事變なるや分明に示さねば、想はず失うべきやうもなしと、昔ふるを聞きて女生等ハ想はず失うべきやうもなしと、昔ふるを聞きて女生等ハ想はず失うべきやうもなしと、昔ふるを聞きて女生等ハ想はず失うべきやうもなしと、昔ふるを聞きて女生等ハ想はず失うべきやうもなしと、昔ふるを聞きて女生等ハ想はず失うべきやうもなしと、

女生芳卿にハ何を云ひ給ふや、不慮の事變なればこそ、固より預じめ知るべきやうもなし、静江左ハ云ひ教師にハ知り給ふべきに、何とて告げ給はぬや、女生問題を告げずして即坐に問ひを發し、即坐に苔ひしむるが試験の定期な

るにあらずや、明日ハ兎も角も姿等に従ふて試験場に出  
てらるべし  
と、諭とされて静江の顔を假らめ、其夜は其儘ま寝床に上り  
けり、翌朝は生徒等午前の八時に試験場に出席し、各々問題  
を從ひて試験場に入り來り、先づ試験掛の属員をして、投票  
官を各生徒に與ひ、魯國在勤の特命全權公使と、二名の書記  
をべき様を撰舉せしめたり、静江女は投票紙を受け取りても爲はず  
米、獨等諸大國の公使をも撰舉せしめ、教頭へ自から魯國外  
務大臣と爲りて、三名の教師へ同國交際官に當らしめたり、



政治研究研究所 テ・事議會ヲ講習ス



政治研究研究所 テニス習講事議會

此の日ハ外務大臣を始めとして、外交官の重立ちたるものゝ皆な臨場せられ、生徒の父兄等も早晨より出席し、傍聴席へ人を以て填め盡くし、立錐の空地もあらざりき。己にして魯國外務大臣の急使日本公使館に來りて、魯國政府の訓令を傳ひけるハ  
 魯「昨十一日午後第九時、我西比利亞地方に於て不慮の事變あり、此事件ハ貴國人民に頗る關係あるを以て、至急談判に及びたし、御苦勞ながら公使貴下にハ即刻我外務省  
 亦已に承知せり。貴國政府の御心痛ハ察し入りたり。抑も敝國人民が此事件に關係ありとハ果して如何なる事實にや一應承りたし。魯詳細の事ハ談判席に於て告知致す。

べきも、御参考の爲め大要点を申すべし、貴國人民一部なり、日「教唆煽動」果して事實なるや魯然り縛に就きたる貴國人民の供出に係れり、日「然らば兎も角も貴國特命全權委員官に面接して、委細の談判に及ぶべし苔ひて、日本公使、魯國外務省に赴き、兩國の談判を開きたり

日「只今承られバ、貴國西比利亞地方の擾亂ハ事實ナリと聞けり、果して叛賊の逆謀に係りしか魯然り、我國内に出来定りなき虛無覚なるもの、屢バ、  
く逆謀を企て、事成らず、多く西比利亞又、清領韃靼地方に潜伏して、頻りに兇徒を囲集するの事實ハ、我秘密探偵員の報告に據り

るものなるや、魯「貴領千嶋の住民なりと供出し我同謀者  
北海道の人民にて、三百餘名ある旨を供出したり、日「二  
三児徒の供出のみにて未た信を置き難たし、否な敵國  
証憑十分なりと信せり、其故れ共謀者たる韃靼人民  
をも捕縛し嚴に糺問を遂げたるに、韃靼人民の數千名と、  
日本人民の同盟して我児徒を助け、遂に西比利亞を煽動し、共和國  
して兵亂を起させしめ、進んで我帝國を顛覆して、共  
たらしむるの大陰謀ありと供出したり、斯ゝる証據人あ  
るにも拘らず貴國人民に猶は關係なしと断言せず、我千島にも人口漸く  
繁殖し、今ハ五十餘萬の多數を致したれバ、或ニ二三児徒  
の貴國良民を煽動したるものなしとも云ひ難し、否な果

して其事實もありしなるべし、然れども三百餘名の同謀  
者ありとの説へ、未た容易に信を置き難たし、魯「若し果し  
て三百餘の多數ありとせば、貴國如何に處分せらるゝ  
や、敵國の児徒の爲めに將校の死を致すもの實に  
焰甚た熾んにして、西班牙人を煽動して獨立の兵を擧げし  
十八名、兵卒の死傷へ未た其數を詳かにせず、且叛賊の  
民の爲めに任ずるの義務なし、何と貴國に在りて貴國に  
の児徒へ波蘭人を煽動して獨立の兵を擧げしめ、貴國に  
甚く諒察あられたり、日「貴國の御困難へ深く諒察致し  
り去れども敵國との間に取結びたる條約にも、互に内方氣の  
雜居を許せし上へ假令ひ敵國との間に其責めに任ずるの  
貴國と敵國の其責めに任ずるの義務なし、何と貴國に在  
りて貴國に内方氣の地

大罪を犯すも、敵國の干涉すべきにあらず、貴児バ敵國児徒の貴國領内にある者を偵捕し、貴國の法律に照らして相當の處分あらるべし。若し又貴國人民敵國に來りて児亂を企るあらば、敵國ハ遠慮なく偵捕して、敵國の法律に照らして處分すべし。貴下の説へ僅々たる小數に關して實行せらるべきのみ、児徒の數三百餘名にも及ぶのみならず、莫大なる損害を受けしめ、交誼上に於ても豈に傍観に附すべきものならんや。事にハ大小の差あり、故に敵國ハ已に滿洲帝國へも談判に及び、相當の償金を請求せり。然るに清朝ハ償金に換ふるに自國の兵を出し、鞭撻人じんみんの逆謀に同盟したるものをして、敵國へ引渡して謝すべき旨を回答せられたり。貴國に於ては願くハ清國なり、然るに清朝ハ償金に換ふるに自國の兵を出し、鞭撻されたり。貴國に於ては願くハ清國なり。

公使と商議を遂げられ、同様の處分あられたし。日本帝國へ到底貴國の命に應じ難し、余ハ不肖なれども全様を委任されれたる公使にして、大日本帝國と代表する者なり。余が委任されたる公使に至る所と解さるゝか、三人の児徒を沙汰するにあり、貴下ハ人員の多數に依て、最も重大なるものハ條約の履行に着手を出すも、我政府の干涉せざる事項ハ、互に條約の適用を一定せざるものと信ず、且つ他國の内亂に條約に基く沙汰する所なり。唯だ此事に關しては、余ハ本國に向ひて訓て許る干

なる談判をなすとも敵國の關する所にあらず、敵國の權利に依て處分せん、敵國へ決して他國の内亂鎮定に關するの義務なく、又他國に向て兎徒の償金を出すの責任なしと、一聲高らかに叫びたる、眞に他邦に使ひして國命を辱めしめて日本公使を睨まひなし、魯貴國政府へ果して此兎徒等の所爲に關係なしと断言する歟、日「決して關係なし、若しも關係あらば証憑を示めされよ、魯貴國へ一昨年支那本部の共和党が獨立を謀るに際し、共和党を駆けたるの事實なしとする歟、日其事實を

なし、只共和党へ敵國に向て軍資の借入を乞はれしかど、敵國へ國會の決議を以て謝絶したり、魯「今回我兎徒を助けたる韓靼人民へ、皆な共和主義を執るものなり、此共和連綿たる大帝國なり、豈に我人民にして我國へ二千六百有餘年、皇統を知らざる言を聞くものかな、敵國へ二千六百有餘年、皇統連綿たる大帝國に向て我國脉を誇らざる者あらんや、如何んぞ此帝國政府に於て、共和主義を助ける者の道理あらんや、否な他國に向て我國脉を誇らざるの道理あらんや、否な魯「否な貴國へ近來海外にも殖民地を開かれ、國勢と云ふにあらず、貴國へ

の皇張に汲々せられたり、此政略上よりして看れば或へ  
聞くべし  
断言し難きにあらずや、日「此れ敵國を誣るの想像言たる  
に過ぎず貴國の想像を以て交際を破らんとするか、否  
に過ぎず貴國の想像を以て其の形跡を破らんとするか、否  
に想像にあらず、瞑々くの中に其の形跡を破らんとするか、否  
決せなきを断言すべし、魯「若し萬一も其の形跡あり、日「否々く否  
して之れなしと信ずるに何とて其後をするか、日「余れ事實決  
ば貴國へ何を以て敵を断言すべし、魯「貴國へ何を以て敵を  
して之れなしと信ずるに何とて其後をするか、日「余れ事實決  
んや、魯「貴下か飽くまでるに何と謝せんとするか、否  
を破り、兵器に訴ふるも敢て事じ實せんとするか、否  
更にとすらんとするか、日「余れ事實決  
の訓令を受けて醉をさせざらんとするか、否  
に最後にとするか、余に交誼あるか、否  
の談判を我を

と云ひ放ち、席を蹴たてゝ入りにけり。此時教頭名和氏へ魯國外務官の資格を解きて、再び教頭の席に就き、各生徒をし  
て斯ゝる談判に際して交誼をも破らず、國旗をも辱しませす。  
滑かに最後の談判を結局するに、如何なる處置をなすべ  
きやと説き示し、試験掛をして筆記用紙を各生徒に別たし  
きめ一時間に意見を筆記せしめたり、静江女へ試験用紙に對し  
して徒らに筆を捻るも何等の考案も浮うばねば、一字だも寫う  
す能はず、既にして時間へ四十分を過ぎ、慧敏なる生徒等へ、一字だも  
立ちところに筆を下たし、長文の意見を書して試験掛に呈  
し試験掛へ生徒等の間を巡りて、頻りに促がし去り、時間へ  
既に五十分を過ぐるも、静江女へ未た筆を下さず、獨り思ひ  
を苦しめて焦燥つも無き考案へ出るの理なし、隣席なる滋

野井民女は、早く既に意見を呈し、今静江女が獨り苦心するを見て與ひしかば、静江はホツと一息突き、其紙末に姓名を記し丁寧とする時、試験掛け又もや促かし來り忙しく筆記を呈て、其の心を痛められ、此日は早朝より試験場に臨んと思ひしかど、人へ静江の受験如何にうや、落第にてもせざしりかと、深く心を修め給ひし歎、是れ看られよ今日の試験筆記へなつかしく感服せりと示めされし、筆記を取りて一讀すれば其文に

魯國と日本とへ久しう親密の交誼を結べども未だ曾て一回も兩國の間に紛議を生せし事あらず、然るに貴國へ我二三の兇徒の言を取て、兩國の交誼を破るあらずとするか、若し兩國交誼の輕薄なると、二三兇徒の一言に如かずとせば、余ハ社會の爲めに慨嘆に堪へざるなり、何となく敗北の道理へ猶存すと云ひ、四隣邊りに猜疑を容れられ巴、昨年伊國羅馬府に、歐米亞各國の全權委員を會し、更に訂めたる萬國公法も空しく鳥有に歸するのみならず、弱肉強食の敵再び社會に横行し、何等の盟契も復た恃むに足らざらん、萬國信義を守る第二十世紀の社會にも、優

て抵抗軋轔を試み遂に兵器を動かすも亦各自の自由なりとせば、昨年羅馬府の萬國會議に爾後益々く交誼を各國若干の資金を投じて、其開築に着手すべしと盟約したるへ、一時の兒戲に出てしとなすか否な決して然らずるを信ず、矧んや最も信義を重んずる貴國に於てふや、故に敵國が今回的事變に關係なきへ、同盟各國の知る所なり、然るに貴國猶敵國を認るに、敷唆の寃を以てし、設ひ開國旗に對し、敢てその寃を甘受する能はず不腆の兵器敢て開戦を辭せざるべしと雖ども、然るも亦萬國公法に悖り、羅馬盟約を烏有に歸せしむるに、亦敢て忍びざる處な

金岡夫人へ讀み了りて莞爾と笑ひを含み、敷頭に向て第二の試験科目を問ひバ、敷頭名和氏の試験筆記を綴りながら、徒等に別ち、明後日より内試験に着手すべし、想ふに令嬢に生給ふなど、云はれて夫人へ喜びの中にも、猶幾分か憂ひを含み、感懲に敷頭に依頼して歸られたり

○第十四回 男官民相攻めて政治の腐敗を防ぎ  
女互競して權利の伸暢を致す

去る程に静江女へ、第一の試験に民女の助筆を請ひ、辛ふし  
り、冀くハ萬國會議を貴國又ハ敵國に開き、曲直を公議に決すべし云々、



ひども、今日の試験の事なれば、孰れにか定めて意見をも  
述べねばなるまじ、妾の政府党たらんと思ふが如く何にや、  
静江何事も芳卿の導きに従はん、宜しく指揮し給はれよ  
と、遂に右方の席に就きにける、教師等の議長の傍らに坐を  
占めて、生徒等の發言を許るし、又の中止し又の奨励する等を  
任に當り、議場も已に整頓したりければ、教師の左右の両  
より抽籤を以て、各々二三の演説者を撰び出せり、此の抽籤  
によりたるものへ、腹に貯ひたる議論を吐き出すの自由を  
に當りては、無上の愉快となし、皆な其當籤を望ま  
得、生徒等に取りては、静江女の計らずも第三席の演説者に當り、生徒  
さるなし、静江女の計らずも第三席の演説者に當り、生徒  
等の談むにも拘らず、愕然として驚きつ顔色さへ變りしか  
等の談場に慣れねば辭するの道さへ知らず隣席なる男女の

場の喝采を博されよ、静江一人毎に論題を異にするの例なるや、民女否な、第一席の演説者が論意に對し、第二席の演説者が駁撃を加ひ、此駁撃者が反駁を受けざるとき、第三席の當籤を得て演説すべきものへ、同級の生徒が當籤一巡り廻るまで、抽籤を許さぬ校則にて、洽く議事演説を習ひしるまでの方法な、去れば芳卿には、第二席の辨者に向て、反駁を試むる者なかりせば、本日は演説せざるも妨げはなけれども、内試験又本試験に當籤するものは幸運とする事なり

静江の心を付りもせて、貴嬢に幸福を得られたり、貴嬢にて民女に向ひ、此籤に當りしものへ如何なる演説をなすの例なるや、民女議事科の演説なれば代議士の爲すべき演説に相違なけれども論題へ教師が即席に出すものなり、此へ代議士が國會議場にて、内閣員の意見に對し、直ちに攻撃を加ふなどの練習をなすものにて、平素政治上の考ひなきものは、辨舌盡りて論理立たず、教師より中止さるゝもあり、若しも中止に遭ふときは、生徒が此上もなき耻辱となり、皆な満腔の熱血を注ぎ出して演説するとなり、貴嬢に得難きの幸福を得られたり滔々たる雄辯を振ふて、満

の 槍の 冷水に 喫を 濡し、 音聲も 爽かに 説き出しけるは  
諸君よ、 余は 更に 代議士の 責任 重大なるを 信せり、 我々が  
同胞兄弟の 代表者と爲り、 議場にて 苦戦するよりも、 猶一層の 苦心が  
精神は、 千軍萬馬の 間に 苦戦するよりも、 猶一層の 苦心が  
あり、 何となれバ 兵馬上の 戰ひには、 假令ひ不幸にして敗は  
鯉を 取るも、 唯た我一死を 致せば 以て 其責めを 償ふに足  
るべし、 国會議場の 戰争は 然らず、 若しも 議場にて失敗す  
るあらば、 唯た我一死を 致せば 以て 其責めを 償ふに足  
弟ふたに 代議士の 面目を 失ふのみか、 爲めに 我々に 反対に 施す  
の 腐敗を も省みず、 種々の 卑劣手段を 反対に 施する 千萬取ど足  
吾内閣が 政治の 腐敗をする時に 不利を 感じる時、 はす時に  
政治に 駕御せられ、 殆んとする時に 不利を 感じるの時に 遭ひり、 是  
政事に 陷入する時に 不利を 感じるの時に 遭ひり、 是

と、嘆くべきの有様を呈したり、噫政治腐敗の甚しき殆んと  
奥の策に盡きたりと云ふべし、然るに現内閣が猶傲然と防  
して慚愧の色なきは抑も是れ何等の鉄面皮ぞ、殊に女權と  
我々代議士は宜しく内閣に建議し、先づ女子登庸規則を  
して駁撃を試みける  
反対党が補欠會に失敗を取り、其責めを女子登庸規則に  
歸せんとするこそ、實に是れ卑劣千萬なりと云ふべし  
反対党を試みける  
對党が補欠會に失敗をするや否な、政府党の一人たる女生徒は忽ち起立  
して駁撃を試みける  
反対党が補欠會に失敗を取り、其責めを女子登庸規則に  
歸せんとするこそ、實に是れ卑劣千萬なりと云ふべし  
反対党を試みける

諸君は知らずや反対党の現内閣が卑劣にも女權の振興  
を奇貨として、窃かに女權党に依頼をなし、議員補欠會を  
余が更に代議士の責任重大なりと明言する所以なり、  
新擧々く妨害を奇貨としたるの事實あるを、已に關西の某擧區に於て、某  
夫婦等が擧舉者の間に奔走し、窃々に利を嗜はせて擧舉者  
の間には此卑劣手段を評き、痛く攻撃を加へたり、諸君は知  
らずや、某々夫人が郡長等を某酒樓に會し、擧舉者の重立  
されたる者を招ひて秘密會議を開き、曖昧なる投票法を以て  
反対党の當選を得せしめたるを某々郡區長へ此賤もべ  
き奴隸同然の功勞に依り中央政府に榮轉し、又其欠を補  
ふに某々夫人を以てせり、噫現内閣の微弱なる寧ろ憫笑

對黨は關西の某撰舉區に於て、某々夫人の斡旋したるを妬み、撰舉者に利を唱へはせて籠絡手段を施したりと公言するも此毫末の形跡もなき妄說なり否な我女党を嘲るの造説なり、我々豈に斯る卑劣手段を行ふものならん。是を反對党的瞞着手段に比べ、果して孰れか最も卑劣なりとするや反對党が賄賂苞苴の力を藉り、纔かに當せんとなり、且つ夫れ女權の振興を怖れ、女子登庸規則を廢棄せんとするは、宛かも兜を脱して我女党の軍門に降るが如し、我々は無情にも此可憐なる降服人を倒すに忍びず、故に姑く之に寛假すべしと雖とも、獨り反對党が攻撃す

びず故に穩かに内閣員に向て辭職を勧告するハ一の恩惠たるをも曉らず、尙飽まても我々に向て抗敵を加へんと要するあらバ最早是非もなき次第なり、氣の毒ながら失職の証跡を擧げ公然諸君に示すの已むを得ざるに至れり、抑も反對党は支那共和黨の亂に當り、彼れ共和党への到底獨立の氣力なしと斷言し、是が應援を謝絶したるは、萬國公法を守るの精神に依ると云ふと雖ども、今正に共和政府の創立を目撃し、猶其先見に暗きを耻ぢざらんとする歎、其他印度殖民地に於る失策の如き、皆な是れ現内閣の失職たること、辨を俟たずして明かなり、矧んや恃むに足らざる女党に依頼し、一時の安を偷まんとする、其卑劣を憚からざるに於てをや、

と是より種々の証を擧げて劇しく反駁を試みたれども、政説府党も亦なかくに屈せずして是に抗抵し、遂に静江の演説番となりしかば、静江は徒たに冷汗の滴るを知らざるのと僞りしを、教師は信と思ひしかば、然らば筆記なりとも出されよと云はれて静江は途方に暮れしが漸くにして切れども、原因はと云はれて静江は途方に暮れしが漸くにして切れども、教師は受けて一覽し、我々反對党の現内閣に向て不平を抱く原因はと、読み下さんとして思はず一笑し、

二十世紀新亞細亞 上篇

なく母に伴ふて家に歸れバ金岡氏は不平の顔色にて、畢竟女子に政治學を勧めしが誤見なりと痛く夫人に向て攻言したれども夫人は飽くまでも女權黨の事業に就かしめんとし、更に静江に説ひて新聞記者たるこそ好かるべしと、強へて静江に勧めしかとは是れ亦覺束なくぞ見へたりけり

師阿嬢は政府黨の一人にあらずや静江否な在野党なり、教師然らば何とて左方に入らざるや、静江妻は在野党よりして政府黨に入らんと想ひしなり教師去るにても現りし在政府黨に在りながら、倒まに政府を攻撃するかと想ひ其筆記を擅斥されても、静江は何の感じもなく恬然たる顔色を看て満場の生徒は皆な指さして其愚を笑ひ、教師も殆んど呆れはてたる顔色にて、忿がて試験を終はりし時、恰か底卒業の見込みを聞き、退校せしむこそ好かるべしと促され、夫人は大いに面目を失ひて慚ちらふ顔色ありしかかされ、静江は結句退校することぞ望ましけれど毫も慚るの色も

版權登錄

印刷者

木 義 宗

京橋區彌左衛門町

鈴

木

千葉縣平民  
一番地

發行者

桑原德三郎

府下北豐島郡金杉村  
百廿貳番地寄留

著述者

佐久木猛誠一

福島縣士族

東京府士族

府下北豐島郡金杉村  
百貳十二番地

明治廿一年四月十五日印刷  
明治廿一年四月廿一日出版

定價金六拾五錢

發賣所

鶴一聲社

日本橋區本町四丁目  
十一番地

發賣所

東京屋

日本橋區本町一丁目  
七番地

發賣所

博集館

神田區神田鍛冶町  
三番地





026360-000-9

21-67

新亞細亞（二十世紀）

服部 誠一／著

M21

ADD-0009



6.2.25